

令和6年第9回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和6年9月6日（火）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 本館4階北会議室

出席一覧表

地区名	役 職	農 業 委 員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠
東部地区	古市	松永 年實	○		
		麻 隆司	○		
		笹本 育司	○		
				松本 武博	○
	西浦	塩田 勝則	○		
		高橋 寛	○		
		井口 優	○		
				辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	○	
			植野 純央	○	
			吉田 隆美	○	
				吉田 繁	×
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○	
				尼丁 正寄	×
	高鷲	会 長	奥野 晋也	○	
			松本 忠久	○	
	丹比		大谷 章	×	
			小池 良夫	○	
				大谷 憲央	○

出席委員 (農業委員 13名) (推進委員 3名)

欠席委員 (農業委員 1名) (推進委員 2名)

農業委員会事務局 金森 淳 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

・報告	第22号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1	件
・議案	第17号	農地法第3条の規定による許可申請について	1	件
・議案	第18号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について	1	件
・議案	第19号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	4	件
・議案	第20号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	1	件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 14：00】

事務局	みなさんこんにちは、定刻となりましたので、ただいまより令和6年第9回の農業委員会定例会を開催させていただきます。出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。
奥野会長	みなさま、こんにちは、9月に入っても暑い日が続く中、本日お集まりいただきましてありがとうございます。先週、台風10号、先ほどもお話ししていましたが、九州をはじめ、各所に甚大な被害を及ぼしましたが幸い大阪の方は被害がなく良かったなと実感でございます。また先月四国沖での地震ですね、南海トラフの予備軍という報道がありまして、あるやいなやスーパーではお米や水などが無いという状況になりまして、今でもコメが不足しているそうでございますが、その影響で新米の価格が今年度から上がるというようなことで、いたしうれしの気持ちで、複雑な感じでございます。これから冬野菜や野菜の植え付けや来月、稲刈りが始まります。まだまだ暑い日が続きますが、体調には十分注意して、農作業の方頑張ってもらいたいと思います。それでは、案件の概要の説明を、よろしくお願いしたいと思います。
事務局	ありがとうございました。 それでは、令和6年第9回農業委員会定例会の案件の概略を、説明させていただきます。 初めに、報告第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 埴生地区1件です。 次に、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について 丹比地区1件です。 次に、議案第18号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 丹比地区1件です。 次に、議案第19号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について 西浦地区2件、駒ヶ谷地区1件、古市地区1件の計4件です。 最後に、議案第20号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について 古市地区1件です。 以上、本日ご審議いただきます案件については、報告案件が1件、議案案件が7件の合計8件となります。 なお、本日欠席の委員は丹比地区の大谷章委員、埴生地区の尼丁委員、駒ヶ谷地区の吉田繁委員です。 それでは議長よりよろしくお願いします。
奥野議長	本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。それでは、案件に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ございませんか。
全委員	異議なし。

奥野議長	それでは、本日の議事録署名委員を松本忠久委員と松本武博委員にお願いしたいと思います。 それでは、報告第22号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第5条第1項第6号の届出について、ご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届けとなります。 位置図①5条届出をご参照ください。 地区名は、埴生地区です。 対象農地は、伊賀一丁目296番1 地目は、田 面積は、541㎡ 譲渡人・譲受人は、議案書のとおりです。 転用目的は、通路・多目的広場・家庭菜園です。 現地確認委員は、高岡副会長です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。現地確認していただきました結果、確認委員から異議がありませんでしたので報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員承認よろしくお願いします。
事務局	続きまして、議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第17号農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明させていただきます。 本件は、農地の所有権移転を行うものです。 地図②3条許可をご参照ください。 地区名は、丹比地区です。 申請地は、羽曳野市郡戸117番1 地目は田、面積は、1,365㎡です。 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 現地は郡戸地内の市街化調整区域にあります。 譲受人は、申請地の所有者が死亡により、作成していた遺言書にて遺贈により権利を取得されました。 また、郡戸地区内で農地を所有されて農業をされており、農業経験もあり、今後も、支障なく耕作されるものと判断しております。 説明は以上です。現地確認委員は小池委員です。 よろしくお願いいたします。
奥野議長	丹比地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員いかがですか。
地元委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、丹比地区の農地法第3条許可申請は原案通り、可決

	決定いたします。
奥野議長	つづきまして、議案第18号相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第18号納税猶予に関する適格者証明につきまして、ご説明させていただきます。これは、被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の相続税の納税猶予の適用を受けるための証明です。 地図③適格者証明をご参照ください。 地区名は、丹比地区です。 被相続人・相続人は議案書のとおりです。 相続開始年月日は、令和5年12月2日です。 適用農地は、羽曳野市郡戸370番 地目は田、面積は747㎡ 申請地は郡戸地内にある市街化区域内にあります。申請人は亡くなられた姉が耕作している農地を相続し、現地の状況は水稻をされています。 稲も育ち、保安全管理も行き届いているので、農地を有効に利用していることが確認出来ております。 相続人についても、農地を所有されている専業農家で、通作距離や耕作機材については、耕作を維持していくことに支障がないものと事務局では判断しております。 説明は以上です。現地確認委員は小池委員です。
奥野議長	丹比地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明について地元委員いかがですか。
地元委員	先月末に現場確認しております。 この農地は、以前から譲受人が水稻を耕作しており、何ら問題ございません。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、丹比地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明について原案どおり承認いたします。
奥野議長	続きまして、議案第19号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第19号農用地利用集積等促進計画（案）の承認に係る意見聴取がありましたのでこれに対して意見を提出するものです。 農用地利用集積等促進計画（案）について4件ご説明させていただきます。 1件目です。 地図④利用権設定をご参照ください 地区名は、西浦地区 申請地は、西浦997番 地目は、田 面積は、922㎡ 西浦998番 地目は、田 面積は、575㎡ 合計2筆 面積は、1,497㎡です。 権利の種類は、使用貸借権です。利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者については議案書のとおりです。 案件につきましては、契約期間は、令和6年11月1日から令和11年10月31日までの5年間となります。

事 務 局	現地については、西浦地内の市街化調整区域内に位置しています。 この案件は令和6年10月31日で前回の契約から満期を迎えるので、更新案件でございます。更新について前回の変更点は、3年間の貸借期間を5年に変更しています。転借人は、この申請地の他、利用権設定にて農地を借りておられ主に露地野菜の栽培をされています。また、周辺農地からの苦情等も無いので、更新後も農地を営農計画に沿って有効に利用されると判断しており、問題は無いと考えます。 現地確認委員は辻本委員です。 2件目です。 地図⑤利用権設定をご参照ください 地区名は、壺井地区 申請地は、壺井180番 地目は、田 面積は、846㎡ 壺井197番1 地目は、田 面積は、892㎡ 壺井197番2 地目は、田 面積は、384㎡ 壺井201番 地目は、田 面積は、879㎡ 以上4筆 合計3,001㎡です。 権利の種類は、賃貸借権です。 利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者については議案書のとおりです。 契約期間は、令和6年11月1日から令和11年10月31日までの5年間です。 この案件は令和6年10月31日で前回の契約から満期を迎えるので、更新案件でございます。 更新について前回の変更点は、使用貸借権から賃貸借権に、貸借期間を3年から5年に変更しています。現地は駒ヶ谷地区にある市街化調整区域内です。 転借人は、既に同地区にて利用権設定により農地を借り受けて、露地野菜の作付けをされています。同農地については、営農計画では耕作人数が3人、耕作に必要な機材を揃えており、実績は積んできておられます。 また農地の一部で作付けされていない畝等がありますが、防草用ビニールが張られており、その部分について保全措置はとられているのが見受けられました。総合的に判断いたしまして、周辺農地への営農に支障なく、今後も耕作を維持していくことに問題は無いと見受けられます。 現地確認委員は吉田繁委員です。 3件目です。地図⑥利用権設定をご参照ください。 地区名は、西浦地区 申請地は、蔵之内655番 地目は、田 面積は、538㎡です。 権利の種類は、賃貸借です。 利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者については議案書のとおりです。 契約期間は令和6年11月1日から令和11年10月31日までの5年間です。 現地については、蔵之内地内の大阪府立環境農林水産総合研究所の北側にある市街化調整区域内に位置しております。
-------	---

事務局	地権者は、農地については昨年までは畑作をされていましたが、草刈ぐらいの保全しか維持できないようで今回の貸付に同意されています。転借人は、農地を所有されている農業経験を有する方で、露地野菜の作付け計画で、従事者は3人、機材も保有されており、計画通りに農地を有効に利用されることに問題無いと判断しております。 現地確認委員は辻本委員です。 4件目です。 地図⑦利用権設定をご参照ください 地区名は 古市地区です。 申請地は 古市1661番 地目は、田 面積は、1,080㎡です。 権利の種類は、使用貸借権です。利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者は議案書のとおりです。 契約期間は、令和6年11月1日から令和11年10月31日までの5年間です。 現地は南阪奈道路の南側にある市街化調整区域に位置しております。転借人は、農園で1年間従事されており、認定農業者である配偶者と一緒に農地を従事する計画で、従事日数は220日、機材は保有されており、更にトラクターを長期間リースされます。作付けはそら豆等の露地野菜を計画されています。 通作においては市外在住ですが、隣接市でもあり軽トラックを所有されていますので、営農においては、支障はないと判断しています。 説明は以上です。 現地確認委員は松本武博委員です。 以上4件、説明は以上です。ご審議をお願いいたします。
奥野議長	1件目の西浦地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	実際にされていますので、問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。1件目の西浦地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
堀内委員	吉田繁委員が本日欠席されていまして、私が代わって報告してほしいとの連絡がありました。本人が現地確認したところ何ら問題ないとの報告を受けていますので、よろしくお願いいたします。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。2件目の駒ヶ谷地区の農

	用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。 3件目の西浦地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	ここも実際に耕作されていますので、問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。3件目の西浦地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	4件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	問題ないです。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。4件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	続きまして議案第20号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第20号市長から、農用地利用集積計画書の承認に係る諮問がありましたのでこれに対して意見を提出するものです。農用地利用集積計画について説明させていただきます。 地図⑧利用権設定をご参照ください。 地区名は、古市地区 申請地は、碓井二丁目608番 地目は、田 面積は1,094㎡です。 権利の種類は、賃貸借権です。 権利の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者については議案書のとおりです。 契約期間は令和6年11月1日から令和16年10月31日までの10年間です。 現地は、碓井2丁目地内にある市街化調整区域内の農地です。転借人は、市内に利用権設定にて数か所を借受けており、実績を重ねています。耕作に利用できる取水源として、近接する水路があります。機材も揃え、通作及び営農計画については、問題無いと判断しております。現地確認委員は、松永委員です。 説明は、以上です。ご審議をお願いいたします。
奥野議長	古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について地元委員いかがですか。
地元委員	8月29日に現地の確認に行きました。すでに畝立ても終わってしまして、マルチが張られていました。 聞きましたら、冬野菜の人参を植える予定だそうです。すでに耕作されていま

	して、より作業の効率アップ、就農アップにつながるのでは。 議案につきましては、何ら問題はないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 14：24】